

様式第4号（第13条関係）

特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書

年 月 日

西桂町長 様

申請者 住 所  
( 電 話 番 号 )  
共同企業体の名称

住 所  
代表構成員 商号又は名称 会社印  
代表者氏名 代表者印

住 所  
構 成 員 商号又は名称 会社印  
代表者氏名 代表者印

今般、西桂町の発注に係る\_\_\_\_\_工事の入札に参加したいので、  
関係書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。なお、この申請書及び添付書類のすべての  
記載事項は、事実と相違ないことを制約します。

様式第5号（第13条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 当特定建設工事共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 1 西桂町発注に係る\_\_\_\_\_工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負。
- 2 前号に附帯する事業。

（名称）

第2条 当特定建設工事共同企業体は、\_\_\_\_\_工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を\_\_\_\_\_に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成\_\_\_\_年 月 日に成立し、第1条に規定する工事の請負契約の履行後12か月を経過するまでの間は、解散することができない。

- 2 当企業体は、第1条に規定する工事を請け負うことができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住	所
_____ 商号又は名称	
住	所
_____ 商号又は名称	

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、\_\_\_\_\_を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし当該建設工事について、発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 \_\_\_\_\_ %

商号又は名称 \_\_\_\_\_ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、第1条の規定する工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、\_\_\_\_銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、第1条に規定する工事の完成後当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が第1条に規定する工事

を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがあある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者がああるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わなない。

(構成員の除名)

- 第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名しうる正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
  - 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条の第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

- 第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

- 第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなかつた場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とする。

(解散後の瑕疵担保責任)

- 第20条 当企業体が解散した後においても、第1条に規定する工事につき瑕疵があつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

- 第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

\_\_\_\_\_外\_社は、上記のとおり 共同企業体を締結したので、  
その証拠としてこの協定書4通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

住 所  
代表構成員 商号又は名称 社印  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所  
構 成 員 商号又は名称 社印  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

様式第2号（第5条関係）

同種又は類似工事の施工実績報告書

商号又は名称 \_\_\_\_\_

工事名称等	工事名	
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工期	
工事概要	構造形式	
	規模	
	数量	
	その他	
技術的特記事項		

- (注) 1. 本報告書は、 年度以降のものについて1件作成すること  
 2. 発注者は、西桂町、国（公社、公団を含む）又は他の地方公共団体に限ること  
 3. 工事概要はできるだけ詳しく記入すること  
 4. 共同企業体で受注した工事は、受注比率の請負金額を記入すること  
 5. 同報告書に記載した工事請負契約書（鏡のみ）の写しを添付すること

様式第3号（第5条関係）

配置予定技術者の資格・施工工事経験等報告書

商号又は名称 \_\_\_\_\_

配置予定技術者の所属する 会社名及び建設業許可番号	会社名	
	大臣・知事許可番号	
配置予定技術者の氏名		
法令による資格 取得年月・登録番号		
施 工 従 事 工 事	実績工事名	
	発注機関名	
	施行場所	
	契約金額	
	工 期	
	従事役職名	
	工事内容	
技術的特記事項		
契約書等（写）		

質 問 書

西桂町長 様

工事について

平成 年 月 日

共同企業体の名称

代表構成員 住 所

名称又は商号

氏 名 印

質問 番号	図書 番号	質 問 事 項

注意事項 質問の有無にかかわらず、平成年月日（必着）までに持参のこと。

質問が多数に及ぶ場合は、本用紙をコピーして使用すること。



年 月 日

契約担当者

西桂町長 様

住 所

商号又は名称

氏 名

上記代理人氏名

入 札 書

閲覧に供された契約書(案)、設計図書及び西桂町入札心得並びに現場等了承の上、入札します。

入 札 金 額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入 札 番 号 第 号

事 業 名 \_\_\_\_\_

工 事 名 \_\_\_\_\_

工 事 場 所 \_\_\_\_\_

(注) 委任状を提出して代理人が入札する場合は、「上記代理人氏名」に記載の上、押印すること。

様式1 (第4条第6項関係)

年 月 日

西桂町長 様

住 所  
氏 名

㊞

## 委 任 状

次の者を代理人と定め、  
切の権限を委任します。

年 月 日に執行する下記工事の見積り及び入札に関する一

記

代理人

住 所  
氏 名

㊞

入札番号 第 号

事業名

\_\_\_\_\_

工事名

\_\_\_\_\_